

# 平成 29 年度事業計画

## はじめに

シャッター及びドアは、建築物において防犯等の管理機能や防火・遮煙等の防災機能といった重要な役割を担っている。

当協会は昭和 39 年に社団法人日本シャッター工業会として設立して以来、シャッター及びドアの性能向上や普及を通じて、より安全で安心できる社会の形成に貢献するよう努めてきた。

当協会会員が供給してきたシャッター及びドアのストックは既に膨大なものとなっており、新たな供給への対応と併せて、ストック対策が極めて重要となっている。

シャッター及びドアは、的確な保守・点検により期待された機能が確保されるものであり、保守・点検が必須である。このため、当協会では、平成 18 年度に点検法制化推進本部を設け、以来、シャッター及びドアの点検制度について検討・提案を行ってきた。

平成 26 年に建築基準法が改正、平成 28 年 6 月より施行され、防火設備に関する検査制度が開始された。

当協会がかねてより提案してきたシャッター・ドアの点検が、防火設備については検査制度として実現したわけであり、当協会としては、この制度が的確かつ円滑に実施されるよう、会員及び関係者の協力を求めている。

防火設備の検査資格者については、法の施行に先立って（一財）日本建築防災協会において事前講習が行われ、講習制度の一環として位置づけられた実技講習については当協会が同協会より委託を受けて平成 28 年 3 月より実施し、法施行後は、平成 29 年 1 月より実施した。本年度も引き続き実施していく。

シャッター・ドアの施工者の技能の向上を図る観点から、シャッター・ドアの施工者を対象に、国家資格である技能検定制度の導入に向けた取り組みを進め、シャッター・ドア業界の地位の向上を図る。

近年、異常気象によるゲリラ豪雨が増加しているが、協会では、防災事業の一環として浸水防止用設備の普及が重要であると認識し、協会の事業として検討を進めてきた。今年度は、浸水防止用設備の JIS 原案作成に取り組んでいくこととする。

当協会の会員を取り巻く状況については、政府による経済対策や日銀の金融緩和策等により景気は緩やかな回復基調にあるものの、世界経済の観点からは懸念材料も存すると言われている中、業績はおおむね堅調に推移していると思われる。

このような社会経済情勢の下、本年度も、会員相互の協力により設立の目的に掲げる各種の事業を推進するとともに、法令遵守に対する意識を高め、より一層社会に貢献したいと考えている。

# 第一章 定常的事業

## 1 調査研究普及事業

シャッター、ドア及び防火設備に関する調査研究、技術基準等の策定、製品安全への取り組み、維持管理における安全対策の推進等を行う。

### (1) 調査研究

- ・シャッター及びドアの耐環境性に関する研究を行う。

### (2) 技術基準等の策定

- ・技術基準の策定、改定を進める。

技術基準の策定

軽量シャッター技術基準、鋼製ドア技術基準及び浸水防止用設備技術基準

技術基準の改定

重量シャッター技術基準、耐火クロススクリーン技術基準、高速シートシャッター技術基準、グリルシャッター技術基準、オーバーヘッドドア技術基準及び窓シャッター技術基準

- ・技術基準の構成要素である施工基準及び点検基準の策定、改定を進める。
- ・技術基準等の策定に関する調整を行う。

各技術委員会の情報の共有化を図るとともに、技術基準等の標準化について検討する。

### (3) 製品安全への取り組み

- ・事故情報の分析及びそれを踏まえた基準作りを行う。
- ・安全対策検討委員会を開催し、シャッター・ドアの安全対策について検討を行う。
- ・製品安全に関するガイドラインの策定等を行う。

高頻度シャッターの設置及び維持管理に関するガイドラインの策定

高速シートシャッターの安全に関するガイドラインの策定

シャッター・オーバーヘッドドア用リモコンスイッチの誤操作等による事故防止に関するガイドラインの策定

- ・耐火クロススクリーンの設置に関する自主管理を行う。
- ・施工専門技術者資格制度を推進する。
- ・協会のホームページを活用して安全普及を推進する。
- ・シャッター施工に関する技能検定制度の導入に取り組む。

### (4) 維持管理における安全対策の推進

- ・製品安全普及事業の一環として、建物管理者やユーザー向けの各種ツールを作成し、定期的な保守点検の必要性を訴え、点検が幅広く推進されるよう活動する。

- ・シャッター・ドア保守点検専門技術者資格制度を推進する。
- ・危害防止機構や障害物感知装置が未設置のシャッターの解消を図るための取り組みを進める。

#### (5) 資料収集・普及事業

- ・シャッター・ドアの市場及び用途に関する調査を行う。
- ・労働災害発生状況の調査を行う。
- ・防犯製品に関する情報提供を行う。
- ・浸水防止用設備の普及促進に係る取り組みを進める。
- ・ホームページをリニューアルし、会報・新たなホームページによる情報提供に努める。
- ・優秀工事従業者表彰を実施するとともに、優秀施工者の国土交通大臣顕彰及び土地・建設産業局長顕彰に関し推薦を行う。
- ・社会保険未加入対策を進める。
- ・ドア事業の推進に関し、新たな展開を図るための検討を進める。
- ・スチールドアの契約適正化に関する研修会を行う。

## 2 評定登録講習事業

所定の性能を有するシャッター及びドアに関する認定、登録、並びにシャッター、ドア及び防火設備の施工及び点検に関する人材育成を行う。

#### (1) 所定の性能を有するシャッター及びドアの認定、登録等

- ・遮炎遮煙性能に関し国の認定を受けた構造方法（CAS）の使用承認を行う。
- ・連動機構・装置等の自主評定を（一社）日本火災報知機工業会及び日本防排煙工業会と共同で行う。
- ・防犯性能の高い建物部品の自主評定を警察庁等で組織する官民合同会議に参画して行う。

#### (2) シャッター及びドアの施工及び点検等に関する人材育成

- ・防火シャッター・ドア保守点検専門技術者資格認定規定等の改定を行う。
- ・シャッター及びドアの保守点検を行う技術者育成のための講習会を開催し、保守点検を行う技術者の認定及び登録を行う。
- ・シャッター及びドアの施工に従事する技術者育成のための講習会を開催し、施工を行う技術者の認定及び登録を行う。

#### (3) 防火設備検査員講習における実技講習の実施

- ・（一財）日本建築防災協会より委託を受け、防火設備検査員講習における実技講習を実施する。

## 第二章 特別事業

### 1 シャッター及びドアのストック対策の推進

平成 26 年 5 月に建築基準法が改正され、平成 28 年 6 月に法が施行された。

法の施行により、防火設備であるシャッター・ドアに関する検査が義務化された。当協会としては、この制度が的確かつ円滑に実施されるよう引き続き会員及び関係者の協力を求めていく。

検査の実施に関しては、機動的に対応できる体制を協会内に整える。

防火設備の検査資格者については、法の施行に先立って（一財）日本建築防災協会において事前講習が行われ、講習制度の一環である実技講習については当協会が委託を受け平成 28 年 3 月より実施し、法施行後は、平成 29 年 1 月より実技講習を実施した。当協会では本年度も引き続き実技講習を実施する。

製品安全普及事業については、建物管理者やユーザー向けの各種ツールを作成し、定期的な保守点検の必要性を訴え、点検が幅広く推進されるよう活動を行う。

また、適切な維持管理の推進とあわせて、危害防止機構や障害物感知装置未設置のシャッターの解消に積極的に取り組むものとする。

### 2 技能検定制度導入への取り組み

シャッター・ドアの施工者の技能の向上を図る観点から、シャッター・ドアの施工者を対象に、国家資格である技能検定制度の導入に向けた取り組みを進め、シャッター・ドア業界の地位の向上を図る。

このため、技能検定制度における職種の追加、及び当協会が指定試験機関となる上で必要となる事項等について検討し、その結果を踏まえて関係機関との調整を行う。

### 3 浸水防止用設備に関する取り組みの推進

近年、増加している異常気象によるゲリラ豪雨に対応し、防災事業の一環として浸水防止用設備の普及が重要であると認識している。今年度は、浸水防止用設備 JIS 化へ向けて、JIS 原案作成本委員会を設置し、検討に着手する。

第一章及び第二章の事業を推進するため、協会活動の基盤である会員の拡充を図るとともに、必要に応じ学識者、関連行政担当者、関係団体役職員の参加を求めて会員の協力による委員会を組織する。

また、各事業の進行管理及び日常の活動のために必要な事務局の体制を整備するとともに、その効率的な運用に努めるものとする。